省　令

○農林水産省令第十五号

競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第二十三条の四十四の規定に基づき、地方競馬全国協会の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月十九日

農林水産大臣　林　芳正

地方競馬全国協会の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

地方競馬全国協会の財務及び会計に関する省令（昭和三十七年農林省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第五条中「競馬連携勘定」を「競馬活性化勘定」に改める。

第十一条を削り、第十一条の二を第十一条とする。

第十八条第二項中「定めようとするときは、その基本的事項について」を「定めたときは、」に、「の承認を受け」を「に届け出」に、「変更しようとする」を「変更した」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。